

## 漁業法第67条第2項において準用する第64条第5項の規定に基づく公聴会 議事録

- 1 日時 令和5年4月24日（月）午後1時30分から1時32分まで
- 2 場所 鳥取県中部総合事務所 B棟2階 第204会議室
- 3 出席者 委員 : 安藤会長、寺崎委員、竺原委員、絹見委員、大谷委員  
山崎委員、吉田委員（三谷委員欠席）  
鳥取県：水産振興局 鈴木局長  
漁業調整課 本田係長  
栽培漁業センター 田中主任研究員  
事務局：氏事務局長（県漁業調整課長併任）  
清家事務局次長（県漁業調整課課長補佐併任）  
橋本書記（県漁業調整課主事併任）

4 傍聴者 0名

### 5 議事

- ・報告（公述者なし）

### 6 議事経過及び結果について

事務局長による開会の宣言、会長による挨拶の後、公聴会に入った。

〔安藤会長〕

公聴会で発言を希望される利害関係人の方については、あらかじめ書面にて提出となっていました。状況について、事務局から説明をお願いします。

〔氏事務局長〕

会長からありましたとおり、公聴会で発言を希望する場合は、あらかじめ書面により、4月13日までに事務局へ提出するよう、公聴会の要領で定めておりました。また、その旨をホームページ、あるいは関係機関にもお願いして、広報していたところでございます。

その結果、発言を希望する書面の提出はありませんでした。以上でございます。

〔安藤会長〕

ありがとうございます。

事務局から報告のあったとおり、漁場計画案に対して意見を述べたい希望がないということで、公聴会としては、利害関係者の意見はなかったということで、終了したいと思います。

事務局から、何かありますでしょうか。

〔氏事務局長〕

意見がなかったということで、以上で、公聴会は終わりにしたいと思います。